

令和元年度「青少年地域活動チャレンジ支援事業」実施要項

1. 趣旨

青少年育成のためには、青少年の自立を促し、青少年自身の「自主的な活動」を支援することが肝要だと考える。そのため、地域における青少年を主体とした活動の活発な展開が期待されるもの、また、その活動を支援する大人の支援体制づくりに対して補助を行い、その活動の一層の充実を期し、成果を県内に広報し、青少年の地域活動の更なる推進を図る。

2. 対象団体

青少年のグループ、またはその活動を支援する団体（4団体程度）

3. 対象となる活動

- ①青少年自身が自主的に企画・運営する青少年育成活動や地域活動、研修会等。ただし、前年度に本会から助成を受けたグループについては、内容に発展性があるものに限る。
- ②青少年の主体的な活動を支援する大人の支援体制づくりに関わる地域活動、研修会等。
- ③青少年が電子メディアとの付き合い方について地域（他校種の児童生徒、保護者等を含む）へ発信する活動。

4. 対象外となる活動

- (1) ①②の活動については、学校の教育活動として行われるものは対象外とする。

5. 補助金の交付額及び対象経費

- (1) 補助率：定額
- (2) 補助額：1団体につき10万円を上限とする。ただし、補助金交付申請額が5万円に満たないものは対象外とする。
- (3) 対象経費：謝金、旅費、消耗品費、通信費、印刷製本費、使用料等。ただし、食糧費（食事代等）については対象外とする。

6. 申請

- (1) 対象団体が、補助金の交付を受けようとするときは、青少年育成島根県民会議あて、申請書（様式1）を会長が別に定める日までに管内市町村民会議会長経由により提出する。
- (2) 管内市町村民会議会長は、青少年育成島根県民会議会長あて送付すること。

7. 審査

交付団体については、申請された活動についての内容を審査し、速やかに決定し通知する。

8. スケジュール

募集（申請）

- (1) 各団体から市町村民会議への提出期限 7月5日（金）
- (2) 市町村民会議から青少年育成島根県民会議への提出期限 7月12日（金）

審査・交付団体決定 7月下旬～8月上旬

交付 8月以降

活動期間 交付決定後～2月

実施報告締切 3月末